

第1回府中市新庁舎建設施工者選定委員会会議録（要旨）

開催日時 令和2年7月8日（水） 午後1時30分～午後3時15分

開催場所 府中市役所北庁舎3階第1会議室

出席委員 5名（50音順）

飯沼 健一委員、大槻 泰士委員、織田 淳委員、嘉納 成男委員、倉田 直道委員

欠席委員 なし

事務局ほか

高野市長、矢部行政管理部長、前澤行政管理部次長、大沢新庁舎建設推進室長、高島新庁舎建設推進室長補佐、山崎新庁舎建設推進室主査、小菅新庁舎建設推進室主査、田中契約課長、菅野契約課工事契約係長、株式会社山下PMC（2名）

公開・非公開の別 非公開（施工者選定の審査に係る会議であるため）

議事日程

- 1 委嘱状の伝達
- 2 市長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長の選出
- 5 職務代理者の選出
- 6 諮問書の伝達
- 7 会議の公開等
- 8 配布資料（府中市新庁舎建設実施設計の概要、新庁舎建設工事の発注に係る基本的方針、新庁舎建設に伴う移転に係る基本方針）の説明
- 9 審議事項
 - (1) 府中市新庁舎建設施工者選定委員会の進め方について
 - (2) 募集要項の内容について
 - (3) 評価基準について
- 10 その他

配布資料

- 資料1 府中市新庁舎建設施工者選定委員会の設置等に関する規則
- 資料2 府中市新庁舎建設施工者選定委員会委員名簿
- 資料3 事務局について
- 資料4 府中市新庁舎建設施工者選定委員会の会議の公開等について（案）
- 資料5 府中市新庁舎建設実施設計の概要（修正版）
- 資料6 新庁舎建設工事の発注に係る基本的方針
- 資料7 新庁舎建設に伴う移転に係る基本方針

- 資料 8 府中市新庁舎建設施工者選定委員会のスケジュール及び審議内容
- 資料 9 府中市新庁舎建設施工者募集要項（案）
- 資料10 府中市新庁舎建設施工者募集要項・様式集（案）
- 資料11 提案項目及び配点（評価基準）（案）

会議録

【司会者】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第1回府中市新庁舎建設施工者選定委員会」を開催させていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は本委員会の委員長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます。行政管理部 新庁舎建設推進室 室長補佐の高島と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

また、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止対策のため、自宅での検温のほか、手指の消毒、マスクの着用などのご協力をいただきありがとうございます。事務局におきましても、机・椅子などの消毒のほか、各委員にお座りいただいております座席の間隔を広げ、あわせて窓を開放することで、室内の十分な換気を行ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

それでは始めに、事前に郵送にてお配りしております資料の確認をさせていただきます。お忘れのものがあれば、事務局にお伝えいただきたいと思います。

委員会次第の次に、

資料1といたしまして「府中市新庁舎建設施工者選定委員会の設置等に関する規則」、

資料2といたしまして「府中市新庁舎建設施工者選定委員会委員名簿」、

資料3といたしまして「事務局について」、

資料4といたしまして「府中市新庁舎建設施工者選定委員会の会議の公開等について（案）」、

資料5といたしまして「府中市新庁舎建設実施設計の概要（修正版）」、

資料6といたしまして「新庁舎建設工事の発注に係る基本的方針」、

資料7といたしまして「新庁舎建設に伴う移転に係る基本方針」、

資料8といたしまして「府中市新庁舎建設施工者選定委員会のスケジュール及び審議内容」、

資料9といたしまして「府中市新庁舎建設施工者募集要項（案）」、

資料10といたしまして「府中市新庁舎建設施工者募集要項・様式集（案）」、

資料11といたしまして「提案項目及び配点（評価基準）（案）」。

以上が事前に配布させていただいている資料でございます。

また、参考資料といたしまして、本日「第1回府中市新庁舎建設施工者選定委員会席次表」をお配りさせていただいております。不足のもの等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは早速ではございますが、次第に従い進めさせていただきたいと思います。

はじめに、次第1の「委嘱状の伝達」でございます。

こちらにつきましては、本来であれば、委嘱状を市長から委員の皆さま、お一人おひとりにお渡しすべきところでございますが、本日にしましては皆様の前に委嘱状を置かせていただいております。これをもちまして委嘱状の伝達に代えさせていただきたい

と思いますので、よろしくお願いいたします。

また、会議の開催の可否でございますが、ただいま委嘱をさせていただきました委員5名、全員の方のご出席をいただいておりますので、資料1としてお配りしております本委員会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。

また、本委員会の会議録を作成するため、写真、音声での記録をさせていただきたいと思いますので、予めご了承いただきたいと存じます。

続きまして、次第2の「市長あいさつ」でございます。

施工者選定委員会の開催に先立ち、府中市長からご挨拶を申し上げます。

(* 高野市長挨拶)

【司会者】

続きまして、次第3の「委員紹介」でございます。本日は第1回目の会議でございますので、委員の皆様から自己紹介をしていただきたいと思います。

資料2といたしまして、本委員会委員名簿をお配りしておりますので、名簿順に飯沼委員から時計回りで順番に自己紹介をお願いしたいと思います。
飯沼委員、よろしくお願いいたします。

(* 各委員自己紹介)

【司会者】

ありがとうございました。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきたいと思います。

資料3の「事務局について」をあわせてご覧ください。

【事務局】

(* 事務局自己紹介)

【司会者】

改めまして、新庁舎建設推進室 室長補佐の高島でございます。以上の職員が事務局を担当いたします。

また、本日は発注者支援業務を受託している株式会社山下PMCの職員も同席させていただきますので、重ねてよろしくお願いいたします。

続きまして、次第4の「委員長の選出」でございます。

こちらにつきましては、資料1の本委員会規則第5条第1項の規定では、「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」となっておりますが、いかがいたしましょうか。

【倉田委員】

私は、他自治体における新庁舎の施工者選定にも携わったご経験をお持ちである、嘉納委員が委員長に適任であると考えますが皆さんいかがでしょうか。

(* 異議なしの声)

【司会者】

それでは、委員長につきましては、嘉納委員にお願いしたいと思いますが、嘉納委員よろしいでしょうか。

【嘉納委員】

はい。お受けいたします。

【司会者】

では、委員長につきましては、嘉納委員、よろしくお願いいたします。

恐れ入りますが、嘉納委員長は委員長席にご移動いただきますよう、お願いいたします。倉田委員におかれましては、席のご移動をお願いいたします。

続きまして、次第5の「職務代理者の選出」でございます。

こちらにつきましては、資料1の本委員会規則第5条第3項の規定では、「委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。」となっておりますが、委員長いかがいたしましょうか。

【委員長】

私は、これまで、府中市庁舎建設検討協議会や設計者選定委員会に携わってこられた倉田委員に職務代理者をお願いしたいと思いますが皆さんいかがでしょうか。

(* 異議なしの声)

【司会者】

倉田委員よろしいでしょうか。

【倉田委員】

はい。お受けいたします。

【司会者】

それでは職務代理者は倉田委員にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、次第6の「諮問書の伝達」でございます。ここで、府中市長から委員長に諮問書を伝達させていただきます。恐れ入りますが、委員長、市長におかれましては委員長席の後方まで、ご移動をお願いします。また、委員の皆様には諮問書の写しを配布させていただきます。

それでは、市長よろしくお願いいたします。

(* 市長諮問書の伝達)

【司会者】

ありがとうございました。皆様、席にお戻りください。

恐れ入りますが、高野市長におかれましては、他の公務がございますので、こちらで退席させていただきたいと存じます。

(* 市長退席)

それでは、ここからの進行は嘉納委員長にお願いしたいと思います。
嘉納委員長、よろしくお願いいたします。

【委員長】

(* 嘉納委員長挨拶)

それでは、ここからは私が議事の進行を行います。
次に、次第7の「会議の公開等」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(* 事務局より資料説明)

【委員長】

説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

(* 異議なしの声)

それでは、会議の公開及び会議録の公開の取扱いにつきましては原案のとおり決定いたします。事務局は、そのような取扱いをお願いいたします。

次に、次第8の「配布資料の説明」を議題とし、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(* 事務局より資料説明)

【委員長】

事務局からの説明が終わりました。資料の内容に関して、委員の皆さんよりご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(* 質問なし)

特に質問がないようですので、次に、次第9の審議事項に移ります。審議事項(1)「府中市新庁舎建設施工者選定委員会の進め方について」、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

審議事項(1)の「府中市新庁舎建設施工者選定委員会の進め方について」ご説明させていただきますが、次の(2)の「募集要項の内容について」と(3)の「評価基準について」におきましては、関連する内容でございますので、後ほど一括でご説明させていただきます。

たいと思います。

(* 事務局より資料説明)

【委員長】

ただいま事務局から説明がありました、審議事項(1)の「府中市新庁舎建設施工者選定委員会の進め方について」、資料の内容に関して、委員の皆さんのご意見をいただきたいと思います。

(* 意見なし)

特にないようですので、「府中市新庁舎建設施工者選定委員会の進め方について」は事務局案のとおりといたします。

次に、審議事項(2)の「募集要項の内容について」及び(3)の「評価基準について」、事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは第3回、第4回の日程につきましては事務局案のとおり、第3回につきましては1月12日(火)の終日、第4回につきましては1月25日(月)の午前中とさせていただきます。

続きまして、審議事項(2)「募集要項の内容について」及び審議事項(3)の「評価基準について」ご説明いたします。

(* 事務局より資料説明)

【委員長】

ただいま事務局から説明がありました各資料の内容に関して、委員みなさんのご意見をいただきたいと思います。

【委員】

現場代理人及び監理技術者、職能別担当者は一人しか登録することができないのでしょうか。来年の5月に始まる工事なので、現時点で一人に絞ることは応募者に負担になるのではないかと思います。国の事例では、2名以上の応募があった場合も認め、従事した年数など評価の低い担当者を基準とし、点数を付ける手法を採用しています。できる限り、応募しやすくなるようにという意味合いです。

【委員長】

事務局、いかがでしょうか。

【事務局】

現在のところ、市では1名ずつの選出を考えておりまして、これまでも市ではこのようなやり方で実施してまいりました。しかしながら、国ではご提示いただいた方法で実施されているとのことですので、事務局側でも調査・研究させていただき、今回の募集要

項に採用できるかどうか次回の委員会において報告させていただきたいと思います。

【委員】

建築のゼネコンであれば、まだ来年度の工事の技術者の候補を選定しやすいと思いますが、JV（共同企業体）で参加する電気設備工事、機械設備工事の業者にとって、入札公告から提案書の提出締切までの短い募集期間で、職能別担当者を一人に絞るのは難しいと思われるので、検討していただきたいと思います。

【委員長】

他に意見はありますか。

【委員】

募集要項（案）の6ページ、(2)の「落札者の決定方法」、イの「総合評価値の算出」について、「10の8乗を乗じた上で」と記載がありますが、黒い太枠の四角内にはこの記載がありません。間違いが生じないように黒い太枠内の四角内にも記載すべきではないでしょうか。

【事務局】

委員からご指摘いただきましたとおり、文章で表現はしてはしておりますが、計算式として見にくいところがありましたので、ご意見のとおり修正させていただきたいと思います。

【委員長】

他に意見はありますか。

【委員】

募集要項（案）の4ページ、(7)の「設計図書等の閲覧・配布」、イの「設計図書等の閲覧」において、8月26日から希望者にCD-ROMを貸与するとあり、後段のウの「設計図書等の配布」においては、「入札の参加資格を得た者で既に閲覧用として設計図書を貸与されている者は除く」とあります。参加資格を取った後に配布するものと同様の設計図書を事前に貸与してしまうことになると思うのですが、その場合誰でも詳細な設計図書がもらえてしまうことになるので、セキュリティ上問題はないのでしょうか。

東京都では、セキュリティ上差し障りのない範囲まで記載した設計図書を公表し、参加資格を得た者には詳細まで記載した設計図書を貸与することとしています。

【事務局】

今回、設計図書の閲覧をできるだけ早いタイミングで公表することとしたのは、新型コロナウイルスの影響により、入札の見積りにかなり時間がかかっているということが、ゼネコンへの事前ヒアリングにより判明しておりまして、当初は入札参加資格を審査した後、可否に併せて、設計図書を配布する予定でありましたが、少しでも見積り期間を長くするために、申し込みがあった段階で、依頼があった場合には設計図書を貸与することとしております。貸与する資料としては、図面と参考の内訳書等を予定しております。

【委員】

分かりました。セキュリティには十分注意していただければと思います。

【事務局】

正式な入札参加資格の審査結果については、後日通知いたしますが、明らかに入札参加資格要件を満たさない事業者には、説明の上、場合によっては貸与しないといった対応についても考えていきたいと思えます。

【委員長】

他に意見はありますか。

【委員】

募集要項(案)の6ページ、4の「落札者決定方法」において、プレゼンテーション・ヒアリングの実施とありますが、これはプレゼンテーション・ヒアリングによって、あらかじめ評価した提案書の数値を変更すると理解しておけばよろしいですか。

もしくは、提案書での評価とは別にプレゼンテーション・ヒアリングについての評価項目があるといったことでしょうか。

【事務局】

お見込みのとおりでございます。基本的には事業者の提案書について、事前に各委員が評価を行い、その上でプレゼンテーション・ヒアリングを実施いたします。そして、提案書について確認したい事項のヒアリングや事業者のプレゼンテーションの内容を加味し、採点について補正をしていただくことを想定しております。

【委員】

おそらく、プレゼンテーション・ヒアリングには現場代理人・監理技術者になるであろう方に参加いただくことが多いと思えます。技術的な能力、それまでの経験というものも重要かと思えますが、私の経験上、その時に差がつくのが、その方たちのコミュニケーション能力になります。将来、施工の際に現場の責任者が発注者である市の職員と的確にコミュニケーションが取れるかどうかということも非常に大切なことではないかと思えます。

これまでも、大きなポイントではないですが、プレゼンテーション・ヒアリングについての採点・配点を行うこともありましたので、受託後を考えるとコミュニケーション能力も責任者には求められるのではないかと思えます。どのように評価項目に反映するかはわかりませんが、意見とさせていただきます。

【委員長】

現場代理人、監理技術者の評価にコミュニケーション能力も含まれますか。

【事務局】

現場代理人、監理技術者について、コミュニケーション能力を評価するのであれば、評価基準(案)のウの「技術提案」、アの「業務推進体制」が該当いたしますが、全ての

項目において、ヒアリングの結果に基づき総合的に評価を行ってほしいと考えております。また、実際に携わる予定の方に直接ヒアリングすることで、事業者の熱意が伝わるかどうかを判断いただきたいと思います。

特に現場代理人については、本工事は工期が67か月と非常に長いため、近隣住民への対応について、現場代理人の人柄にも左右され、庁内への安全管理などの図面で表現できない部分に関しては現場代理人の判断一つで相当の差が出てきますので、ヒアリングにおいて評価をしていただきたいと思います。

また、個別にプレゼンテーション・ヒアリングについての評価項目は設けておりません。繰り返しにはなりますが、全ての項目において、事業者の意気込み等が影響してくるものと考えており、このような意図をもってヒアリングを実施したいと考えております。

【委員長】

ヒアリングには原則として、現場代理人、監理技術者が参加すると思いますが、参加しないことも可能ですか。

【事務局】

募集要項(案)の16ページ、(6)の「プレゼンテーション・ヒアリングの実施」において、現場代理人、監理技術者は基本的には参加することとしております。参加者数は、現場代理人と監理管理者が兼務となるかどうかというところはございますが、現場代理人と監理技術者を含む4名としております。

【委員】

現場代理人、監理技術者の候補者が他の工事の現場代理人などとして常駐義務がある場合、ヒアリングに参加しても建設業法上、問題ないのでしょうか。

【事務局】

監理技術者等の専任義務については、国土交通省から「専任義務の明確化」について通知があり、この通知では、「研修や休暇などの場合は常時継続的に現場にいないことでも差し支えない」とされています。そのため、今回のプレゼンテーション・ヒアリングに参加していただくことは、特に問題はないものと考えております。

【委員】

募集要項(案)の5ページ、(5)の「単体企業体及び共同企業体の代表者の要件」について、庁舎又は事務所等と記載がありますが、庁舎と事務所はどのように区別されるのでしょうか。庁舎と事務所には配点に差があるにもかかわらず区分が曖昧になっているように思います。

【事務局】

庁舎又は事務所等というところで、項目は違いますが、現場代理人、監理技術者の実績でも、庁舎と民間の事務所の場合は配点が変わってきます。私どもの意図としては、庁舎は官公庁の庁舎、事務所は民間企業での事務所という整理でおります。質疑があることも想定されますので、表現を分かりやすいように様式等で工夫していきたいと思

ます。

【委員】

補足させていただきますが、庁舎でもほとんどが倉庫といったものもあるので、過半が事務用途である庁舎といった定義付けをした方が良いと思います。

【委員】

計画通知上の庁舎などいろいろと定義はあると思います。

【事務局】

委員の意見を参考に、様式等で対応できるように検討していきたいと思います。

【委員長】

募集要項(案)の20ページ、(5)の「設計図書の変更」の記載について、建築確認済証の取り直しにならないければ、設計図書の変更が可能と読み取れます。しかし、設計図書どおりに施工しなければならないといった記載も別のページにあり、紛らわしいと思います。

【事務局】

募集要項(案)の資料20ページ、(5)の「設計図書の変更」の記載内容についてですが、基本的には設計図書の変更はないと考えており、建築確認済証の取り直しが必要となるような提案は認めない旨を記載させていただきました。

また、募集要項(案)の15ページをご覧ください。(3)の「2次提出書類」について、ページ下部の(ウ)の「留意事項」の部分において、「次に掲げる提案については、評価対象にはなりません」と記載しており、aの「設計図書の内容を変更するもの」については評価の対象にならないとさせていただいております。

しかしながら、委員長がおっしゃられた募集要項(案)の20ページの表現が、拡大解釈すると「設計図書を変更が可能」と読み取れ、募集要項(案)の15ページの記載と矛盾する可能性があるというご指摘になるかと思っておりますので、表現の仕方について調整をさせていただきます。第2回の委員会で示させていただきたいと思います。

【委員長】

他に意見はありますか。

【委員長】

募集要項(案)の11ページに違約金の請求についての記載がありますが、他の自治体で違約金を請求した実績はあるのでしょうか。

【事務局】

ご質問いただいた技術提案の違約金についてでございますが、実際に違約金を徴収した事例は今のところ伺っておりません。しかし、技術提案が未達成になった場合に違約金を請求する旨を記載する自治体は増えてきている傾向にあります。

また、過去、他の自治体で受注できなかった事業者から「良い提案であったが実際に

やれているのだろうか」というご意見があったという話を聞いたことがありますので、言ったもの勝ちにならないよう、市としては違約金を定めておくようにしたいと思います。

【委員長】

分かりました。受注できなかった業者が、実際の工事現場を見て「提案内容を実施していないのではないか」といった指摘をしてくることがないように、市でしっかりと監理していただきたいと思います。

【委員】

今回の技術提案の中に工程管理が含まれていますが、工程が守れずに、工期が予定よりも長くなってしまった場合は契約書に規定される違約金の支払いが発生してしまうと思います。契約約款の違約金と別に、技術提案の工程管理においても違約金を取られるということになるのでしょうか。

【事務局】

本市には標準の契約約款があり、この契約約款の中に違約金の条項がございます。

今回の違約金請求のイメージでございますが、この契約約款とは別に、総合評価の提案書に係る特約条項を契約書に加えることとし、「特約条項内の内容に不履行が認められた場合は、契約約款の違約金条項に基づき違約金を請求する」といった条項を盛り込みたいと考えております。

しかし、現実的には、達成できなかった理由というものが重要になりまして、施工者の責に寄らない理由というものが、色々な事情であると思いますので、工事の中で適切に管理をして、基本的にはその提案どおりにやっていただく。あるいは社会情勢等の影響により、履行できない場合は発注者側として対外的に説明ができるものであればやむを得ないものとして、受注者の責に寄らないものとして違約金を請求しない場合もあると、契約書の内容に盛り込みたいと考えております。

市としては基本的には実施していただき、違約金の請求はないものとして進められれば一番良いと考えております。

【事務局】

二重で請求するのかどうかにつきましては、次回までに市の考え方をお示ししたいと思います。

【委員】

工程についてですが、1期(おもや)工事の工程がかなり厳しいのではないかという印象を受けましたが、これはおもやへの移転の関係でどうしようもないものと理解します。

解体工事と2期のはなれ工事についてですが、解体工事を令和6年度末に終わらせなくてはいけない理由は何かありますか。例えば、解体工事を早めに終わらせて、埋蔵文化財の調査を行い、工事自体を早く終わらせることで余裕をもって2期目のはなれ工事に着手するなどの提案はできないのでしょうか。

【事務局】

はなれへの引越しについては、ゴールデンウィークまたは年末年始を想定しておりまして、工期短縮については6か月単位での短縮であれば可能です。

具体的には、おもやの竣工後、解体工事とはなれの建築工事については4年近い工期になりますので、工期が半年単位で短縮できるという提案であれば、早めに引越しも行えるのでメリットがありますが、数か月程度の工期短縮ということであれば、引越しを行うことができないためメリットはありません。また、引越しが出来ないばかりか、早めに工事が終わってしまった場合、建物の引渡しまでの期間、その管理を施工者が行うのか、それとも早めに市が引渡しを受けて管理を行うのか、どちらかの対応を取らなければならないこととなります。

【委員】

資料を見る限りは、解体工事を令和6年度末に完了させ、その後、令和7年度当初からはなれの工事に着手するというように見えるのですが、そのような制限はないということでしょうか。

【事務局】

今回の建設工事では、解体工事とはなれ工事を一連の工事とし、工期を4年弱としておりますが、解体工事の完了時期やはなれ工事の着手時期についての制限は設けていません。

【委員】

はなれ工事を令和6年度から実施しても構わないということですか。

【事務局】

問題ありません。

【委員】

予算の関係で、工事期間を分割していると思ったのですが、解体工事とはなれ工事の間、時期はフレキシブルにできるということであればそういうことを分かるように記載した方が良くと思います。

【事務局】

予算につきましては、工事を行う前年度に計上するため、工期の短縮等による変更があった場合でも、支払額等の変更は可能となります。

また、工期短縮において、既存庁舎の解体工事と2期のはなれ工事については、一連の工事であるため、解体工事については工期の短縮が可能にもかかわらず、期限、期日があるように誤解を招く記載となっておりますので、分かりやすいように記載を変更したいと思います。

【委員長】

他に意見はありますか。

【事務局】

先ほどの説明に補足をさせていただきます。

募集要項(案)の15ページ、(ウ)の「留意事項」において、評価対象とならないものとしてbの「第1期(おもや)工事及び全体工事の竣工時期を遅らせるもの」と記載をさせていただいておりますが、委員のご指摘のとおり、より分かりやすい表現に変更させていただきたいと考えております。

【委員長】

他に意見がないようであれば、審議事項(2)(3)については、確認をいただいたとおりということにさせていただきます。

評価基準については、次回の委員会で再度提示いただくということでしょうか。

【事務局】

評価基準でございますが、基本的には今回の選定委員会で議論をいただきたいと考えておりまして、何かご意見をいただければ第2回でお示しをさせていただきたいと思っております。

また、第2回の選定委員会では、採点の方法と手順について具体的に委員の皆様がどのように行うのか、様式などを示しながらご説明をさせていただきます。

【委員長】

委員の皆様にお諮りします。評価基準についても本日ご確認いただいた内容でよろしいでしょうか。

【委員長】

特に意見がないようですので、審議事項については終了いたします。

次に、次第10のその他に移りますが、事務局の方から何かありますか。

【事務局】

その他といたしまして、3点確認させていただきます。

まず、1点目といたしまして、委任状および個人番号の提供書につきまして、先日郵送にてお送りさせていただきましたが、報酬等のお支払いの際に必要なものとなりますので、提出がまだの方は本日の会議終了後、事務局に提出いただきますようお願いいたします。

続きまして、2点目といたしまして、次回の開催日でございますが、8月4日(火曜日)午後1時半、北庁舎の3階会議室を予定しております。詳細につきましては、あらためて通知させていただきますので、よろしく願いいたします。

最後になりますが、今後の会議開催通知や会議録の確認等の連絡方法につきましては、原則メールでのやりとりとさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

【委員長】

委員の皆さんよろしいでしょうか。

それでは、次回は8月4日(火)に開催することとし、本日はこれで散会することと

いたします。長時間にわたりお疲れさまでした。

以 上